

富山大学経済学部学部長候補者の推薦に関する細則

平成17年12月14日制定
平成19年2月14日改正
平成20年3月5日改正
平成26年6月24日改正
平成27年10月14日改正
平成29年10月11日改正
平成30年3月27日改正
令和元年11月13日改正
令和3年3月30日改正
令和5年3月29日改正
令和6年3月29日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、富山大学学部長選考規則（以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、経済学部学部長候補者（以下「学部長候補者」という。）の推薦に関し必要な事項を定める。

(推薦人数)

第2条 学長に推薦する学部長候補者の人数は、2人とする。ただし6条第2項に定める場合は3人とする。

(推薦の方法)

第3条 学部長候補者の推薦は、選挙の結果に基づき、経済学部教授会（以下「教授会」という。）が行う。

2 選挙資格者は、教授会の構成員（富山大学経済学部教授会内規第2条各号に掲げる職員を言う。オブザーバーは含まない。）とする。ただし選挙の投票日において休職中のものは除く。

3 被選挙資格者は、経済学部教授とする。

4 選挙の投票総数が選挙資格者の3分の2に達しないときは再投票を行う。

(選挙管理委員会)

第4条 教授会は、学部長候補者の推薦に関する事務を管理するため、経済学部学部長候補者選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を置く。

2 選挙管理委員会は、次の事項を管理する。

(1) 選挙時期及び選挙場の決定並びに通知について

(2) 選挙資格者及び学部長候補資格者の確認並びに名簿作成及び通知について

(3) 学部長候補者として適任である者（以下「学部長候補適任者」という。）の推薦の受付及び確認について

(4) 選挙における公示及び選挙資格者への通知について

(5) 投票及び開票の管理並びに記録について

(6) 選挙結果の教授会への報告について

(7) その他選挙に関する事務について

3 選挙管理委員会は、教授会構成員（教授を除く。オブザーバーは含まない。）のうちから6人を選出し、組織するものとする。

4 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

(学部長候補適任者の立候補・推薦)

第5条 被選挙資格を有し、かつ学部長に就任する意思のある者は、学部長候補適任者として立候補することができる。

2 前項に基づく立候補の届出は、学部長候補適任者立候補・推薦書（別紙様式）を第4条に規定する選挙管理委員会に提出して行うものとする。

3 選挙資格者は、被選挙資格を有し、かつ学部長に就任する意思のある者1人を、学部長候補適任者として選挙管理委員会に推薦することができる。

4 前項に基づく推薦の届出は、公示の日における選挙資格者の20分の1以上の者の連署をもって行うものとしその代表者は、被推薦者が学部長候補者の推薦に同意する旨の意思表示をした学部長候補適任者立候補・推薦書（別紙様式）を選挙管理委員会に提出するものとする。

5 選挙管理委員会は、学部長候補適任者が2人以上となるまで、立候補及び推薦の受付期限を延長す

ることができる。

(選挙)

第6条 選挙は立候補し、又は推薦された学部長候補者適任者について単記無記名により投票を行い、有効投票の得票数上位の者2人を学部長候補者とする。

2 前項の投票の結果、最上位の得票数の同じ者が3人あるとき、又は2位に得票数の同じ者が2人あるときは、3人を学部長候補者とする。

(投票)

第7条 前条各項に定める各投票は、予め投票期間を公示し、五福高岡地区事務部人社系総務課事務室（以下「事務室」という。）に設置した投票箱への投票用紙の投函又は事務室への郵送によって行う。

2 投票期間は、大学休業日を除いた5日間以上、8日間以内の範囲で選挙管理委員会が定める。

3 不在者投票は認めない。

4 前3項に定めるもののほか、投開票の方法、手順等に関する事項は、富山大学経済学部長候補者の推薦に関する申合せにおいて教授会が定める。

(事務)

第8条 選挙管理委員会の事務は、委員長の指揮を受け、五福高岡地区事務部人社系総務課において処理する。

(その他)

第9条 この細則の実施に関し疑義が生じたときは、教授会で審議決定する。

第10条 学部長候補者の推薦に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成17年12月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年11月13日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

経済学部長候補者
選挙管理委員会委員長 殿

推薦者代表（立候補の場合は本人）
所 属
職 名
氏 名 印

- ☐ 富山大学経済学部長候補者の推薦に関する細則第5条に規定する学部長候補適任者として、下記のとおり立候補いたします。
- ☐ 富山大学経済学部長候補者の推薦に関する細則第5条に規定する学部長候補適任者として、下記の者を推薦いたします。

記

ふりがな 氏 名	年 月 日生（ 歳）
現 職	
最終学歴	年 月
学位称号	年 月
専門分野	
主な職歴	

立候補理由・推薦理由

[illegible]

学部長候補者となることの同意
私は、選挙の結果として推薦された場合、学部長候補者となることに同意します。 署名 _____

私は、選挙の結果として推薦された場合、学部長候補者となることに同意します。

署名
